設置計画履行状況等調査の結果について
（令和７年度）

１．調査の概要

設置計画履行状況等調査（以下「調査」という。）は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）第 14 条（※１参照）に基づき、大学・大学院、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）の設置認可時等における附帯事項及び授業科目の開設状況、教育研究実施組織（教員組織）の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各大学等から報告を求め、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において、学問的・専門的な観点から調査を行い、各大学等の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施しているものである。

２．調査対象

調査は、原則として、開設年度に入学した学生が卒業する年度（以下「完成年度」という。）までの間、認可を受けた者又は届出を行った者に対して書面調査を実施し、必要に応じて、面接調査、実地調査を行っている。

なお、調査で指摘された対応が不十分な大学等については、完成年度後も継続して調査を行う場合がある。

３．令和７年度調査結果の概要

調査対象校数は全 405 校（うち、完成年度後も継続して調査を行った対象校数は 34 校）1,063 学科等であった。

調査は、大学等の設置計画に対する履行状況を確認の上、必要に応じて改善等を求めるものであり、令和７年度の調査の結果、設置計画の履行状況に対して指摘が付された大学等は 160 校であった。（表１及び別添参照）

具体的な指摘の例は、以下のとおり。

○　大幅な収容定員の未充足が続いている大学等（91 校）や、収容定員を超過している大学等（54 校）など、収容定員が適切に管理されておらず、結果として教育にふさわしい環境が確保されているか危惧される事例

○　基幹（専任）教員が辞任等している中で、十分な補充が完了していない状態や、補充の検討がなされていない状態の大学等など、設置計画で示された

教員組織が適切に編制されておらず、学生に対する教育の質の低下が危惧される事例（７校）

○　定年規程に定める退職年齢を超える基幹（専任）教員数の割合が高く、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏るなど、適切な教員組織が編制されておらず、教育研究の継続性が危惧される事例（27 校）

各申請者においては、設置計画が「社会に対する『約束』」であることを十分認識し、安易に設置計画を変更することなく、それぞれの人材養成の目的の実現に向けて、確実に履行することを改めて強く求めたい。

表１

	国立	公立	私立	計
調査対象校	６６校	２５校	３１４校	４０５校
うち、指摘が付された大学等	１校	０校	１５９校	１６０校
指摘事項（法令違反）が付された大学等	０校	０校	０校	０校
指摘事項（是正）が付された大学等	０校	０校	３７校	３７校
指摘事項（改善）が付された大学等	１校	０校	１４０校	１４１校

（注）同一校に各区分の指摘事項が付された場合にはそれぞれで計上している。

４．設置計画履行状況報告書等の情報公開

履行状況を記載した設置計画履行状況報告書等は、社会に対する説明責任を果たすために、各大学等のウェブサイト等を利用し、情報を必要とする者が容易に確認できるよう積極的に公開することが求められる。

なお、本調査の結果は、全ての大学が受けることを義務付けられている「認証評価」（※２参照）と有機的な連携が図られるよう各認証評価機関に対して送付するとともに、有益な情報として活用されるよう都道府県の高等学校担当部署（教育委員会及び私立学校所管部局）に対しても送付する。

参　考

１．用語の定義

種類	定義
附帯事項	認可を受けた者が設置計画を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項
指摘事項(法令違反)	設置計画履行状況等調査の結果、法令に抵触すると認められる事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、必要な措置をとることを求める事項
指摘事項（是正）	設置計画履行状況等調査の結果、設置計画の履行状況が不適当な事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、是正を求める事項
指摘事項（改善）	設置計画履行状況等調査の結果、充実や改善が望まれる事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対してこれを通知する事項

２．関係法令

※１「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年３月 31 日文部科学省令第 12 号）」（抄）

第 14 条　文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※２「学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号）」（抄）

第 109 条　（略）

２　大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

３　専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

４～７　（略）

NO.	設置者区分	大学名等	認可又は届出	開設(変更)年度	設置区分	学部等名	学科等名	専攻等名	指摘事項	
158	私立短大	長野短期大学	認可	R6	短期大学学科設置	幼児教育学科			○ 収容定員充足率が0.36倍と著しく低い。教育内容の更なる充実を図りつつ、提示された学生確保に向けた取組等を確実に実施するとともに、より効果的な改善策を新たに講じる等、令和８年度から変更する収容定員の充足に努めること。（幼児教育学科）	指摘事項（是正）
159	私立短大	京都光華女子大学短期大学部	認可	R6	短期大学学科設置	歯科衛生学科			○ 専任教員数が設置計画から減少しており、教育の質の低下が危惧されるため、設置計画に示されている専任教員数を確実に確保するための採用計画を立案し、確実に履行するよう努めること。（歯科衛生学科）	指摘事項（改善）
160	私立短大	藍野大学短期大学部	届出	R7	短期大学学科設置	看護学科		２年課程 ３年課程	○ 入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。（看護学科３年課程）	指摘事項（改善）